

新潟県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第24号

新潟県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

新潟県訓練手当支給規則（昭和44年新潟県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号。以下「施行規則」という。）<u>第2条第2項第1号、第3号から第8号の4まで及び第10号から第12号まで並びに施行規則附則第2条第1項第2号に掲げる者のいずれかに該当する求職者であつて、県内に所在する公共職業安定所の長（以下「安定所長」という。）の指示により、公共職業能力開発施設における職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第1項の認定に係る職業訓練を受けているものに対して支給する。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号。以下「施行規則」という。）<u>第2条第2項第1号、第3号から第8号の3まで及び第10号から第12号まで並びに施行規則附則第2条第1項第2号に掲げる者のいずれかに該当する求職者であつて、県内に所在する公共職業安定所の長（以下「安定所長」という。）の指示により、公共職業能力開発施設における職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第1項の認定に係る職業訓練を受けているものに対して支給する。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(調整)</p> <p>第9条 支給対象者が、次に掲げる給付の支給を受けることができる場合には、訓練手当は支給しない。ただし、支給対象者が<u>第2号から第4号までに掲げる給付（施行規則第2条第2項第1号から第8号の4までのいずれかに該当する者以外の者にあつては、第1号に掲げる給付を含む。）の支給を受けることができる場合であつて、その受ける給付金の額が当該給付金に対応するこの規則に定める手当の額に満たないときは、その差額を支給する。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(調整)</p> <p>第9条 支給対象者が、次に掲げる給付の支給を受けることができる場合には、訓練手当は支給しない。ただし、支給対象者が第2号から第4号までに掲げる給付（<u>施行規則第2条第2項第1号から第8号の3までのいずれかに該当する者以外の者にあつては、第1号に掲げる給付を含む。）の支給を受けることができる場合であつて、その受ける給付金の額が当該給付金に対応するこの規則に定める手当の額に満たないときは、その差額を支給する。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。